

ホットラインへの相談内容等について

※ホットライン: 第1回実施本部でのご意見を踏まえ、4月11日より、市区町村及び広域連合からの照会に迅速に対応するため直通電話(3台)を設置。

照会件数 37件 (4月17日現在)

主な照会内容

○被保険者証関係等 7件

- (例)・被用者保険から後期高齢者の被保険者となった場合に、旧保険証はどうしたらよいのか。
・未着により、患者が夜間診療の窓口で被保険者証を持参しない場合、広域連合は、24時間対応してくれるのかとの保険医療機関からの照会に対し、どのように答えればよいか。

○保険料及び給付関係 14件

- (例)・老人保健での自己負担が3割だった者が後期高齢者に移った場合はどうなるのか。
・国民健康保険加入の夫婦世帯で、夫が後期高齢者になり、妻が国保に残った場合に、保険料の軽減措置はあるのか。

○特別徴収(年金からの保険料の支払い)関係 11件

- (例)老齢基礎年金と共済年金の受給者で、特別徴収対象者とならなかった者より、共済年金から特別徴収してほしいとの要望があるが、可能か。

(参考)一般等からの主な照会及び意見について

年金からの保険料の支払い関係

- ・年金の記録問題が解決していない段階で、同じ厚生労働省が保険料を年金から天引きするのは許せない。
- ・2月及び3月分の年金について支払われる4月15日の年金から5月及び6月分の保険料を天引きするのはおかしい。

保険料関係

- ・被用者保険の被扶養者に対しては、保険料を凍結・軽減するのに、国民健康保険の家族に対して保険料の減額が行われないのは不公平。

被保険者証関係

- 被保険者証の大きさ
 - ・カードタイプは字が小さくて読めない。被保険者証を大きくしてほしい。
 - ・老人保健受給者証タイプについては、財布に入らないため持ち運びが不便。プラスチック等、厚みのある材質にしてほしい。
- 被保険者証の未着について(保険医療機関より)
 - ・免許証だけでは負担割合が不明であり、取り扱いをどうしたらよいか。